

川崎市公告第768号

(仮称) 電解用枠工場建設に係る条例環境影響評価審査書に  
ついて

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)  
第25条第1項の規定により、標記事業に係る条例環境影響評価審査  
書を次のとおり公告します。

令和8年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

(写)

(仮称) 電解用杵工場建設に係る  
条例環境影響評価審査書

令和8年4月

川崎市

はじめに

(仮称) 電解用枠工場建設(以下「指定開発行為」という。)は、旭化成株式会社(以下「指定開発行為者」という。)が、川崎区夜光1-3-1の約0.7haの区域において、電解用枠量産用の工場建屋及び生産設備等の建設を行うものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、令和7年12月17日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧したが、市民等からの意見書の提出はなかった。

本条例環境影響評価審査書(以下「条例審査書」という。)は、これらの結果を踏まえ、川崎市環境影響評価に関する条例第24条に基づき、条例準備書の内容を総合的に審査し、作成したものである。

## 目 次

1	指定開発行為の概要	1
2	審査結果	4
	(1) 全般的事項	4
	(2) 環境影響評価項目に関する事項	4
	ア 温室効果ガス	4
	イ 大気質	4
	ウ 悪臭	4
	エ 土壌汚染	4
	オ 騒音	5
	カ 振動	5
	キ 低周波音	5
	ク 廃棄物等（建設発生土）	5
	ケ 緑（緑の質、緑の量）	5
	コ テレビ受信障害	6
	サ 地域交通（交通安全）	6
	シ 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）	6
	(3) 環境配慮項目に関する事項	6
3	川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過	6

## 1 指定開発行為の概要

### (1) 指定開発行為者

名 称：旭化成株式会社

代表者：製造統括本部 川崎製造所長 矢野 達也

住 所：川崎市川崎区夜光 1-3-1

### (2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) 電解用枠工場建設

種 類：工場又は事業所の新設（第3種行為）

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の5の項  
に該当)

### (3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎区夜光 1-3-1

[旭化成株式会社川崎製造所（以下「川崎製造所」という。）内]

区 域 面 積：約 7,200m<sup>2</sup>（今回の計画において改変する区域）

用 途 地 域：工業専用地域

### (4) 計画の概要

#### ア 目的

電解用枠量産用の工場建屋及び生産設備等の建設

## イ 土地利用計画

土地利用区分	面積(m <sup>2</sup> )	割合(%) <sup>注1</sup>	備考
計画建物	約 4,700	約 65	電解用枠工場（製造エリア、事務エリア）
緑地（芝地）	約 303	約 4	—
その他	約 2,197	約 31	タンク、ロードセンター <sup>注2</sup> など
計画地合計	約 7,200	100	—

注1：割合は、計画地合計面積に対する、計画地内部の土地利用面積の割合を示す。

注2：ロードセンターとは、変圧器などの機器をまとめて設置した変圧・配電設備のことで、高圧の電気を受け入れて変圧（降圧）した後、低圧の電気を工場内へ配電するものである。

## ウ 建築計画等

施設種類・名称		建築面積 (m <sup>2</sup> )	延べ床面積 (m <sup>2</sup> )	構造	最高高さ (m) <sup>注2</sup>	階数
計画建物 (本事業)	電解用 枠工場	約 4,700	約 10,500	鉄骨造	約 26	5
既設建物 <sup>注1</sup>	—	約 48,549	約 98,094	—	—	—
合計		約 53,249	約 108,594	—	—	—
川崎製造所敷地面積		約 252,186 m <sup>2</sup>				
建蔽率		約 53,249 m <sup>2</sup> ÷ 約 252,186 m <sup>2</sup> × 100 = 約 21%				
容積率		約 108,594 m <sup>2</sup> ÷ 約 252,186 m <sup>2</sup> × 100 = 約 43%				
緑化地 <sup>注3</sup>		約 812 m <sup>2</sup>				
計画地内の緑地（芝地）		約 303 m <sup>2</sup>				
計画地外の緑地（芝地）		約 103 m <sup>2</sup>				
計		約 1,218 m <sup>2</sup>				

注1：既設建物は、川崎製造所内の計画建物以外の建物を示す。

注2：計画建物については、屋上に機器を設置する計画であるため、これを含めた高さは約 29.5m となる。  
また、建築基準法上の高さは約 24m である。

注3：本件緑化地は計画地外に整備される。

エ 主要設備

階数	主な設置設備
1	レーザーマシン(切断)、プレス機(曲げ加工)、自動溶接機(レーザー、電気)、気密検査機、歪み取り機、局排ファン(送風機)
2	自動溶接機(レーザー、電気)、ハンド溶接機(電気)、研磨設備、ウエットスクラバー、深傷試験、塗装

## 2 審査結果

### (1) 全般的事項

本指定開発行為は、電解用枠量産用の工場建屋及び生産設備等の建設であり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を実施するとともに、本条例審査書の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知すること。

### (2) 環境影響評価項目に関する事項

#### ア 温室効果ガス

本市では、2050年までに市域の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指した施策を推進していることから、更なる再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、計画建物等のエネルギー使用量の削減等につながる対策を講ずること。

#### イ 大気質

計画地及び工事用車両ルートが住宅に近接していること、建設機械のピーク稼働時における浮遊粒子状物質の短期将来濃度が、環境保全目標に近いと予測していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

#### ウ 悪臭

設備の整備、点検による適切な管理を行うとともに、悪臭物質を使用しない製品構造及び材質へ変更するよう努めること。

#### エ 土壌汚染

土壌汚染が確認された場合には、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、土壌調査・対策の実施に当たっては、市関係部署と協議すること。

## オ 騒音

計画地及び工事用車両ルートが住宅に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

## カ 振動

計画地及び工事用車両ルートが住宅に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

## キ 低周波音

計画地が住宅に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

## ク 廃棄物等（建設発生土）

処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

## ケ 緑（緑の質、緑の量）

### (ア) 緑の質

樹種等の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

### (イ) 緑の量

新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

コ テレビ受信障害

障害が発生したときの問合せ窓口を周辺住民等に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

サ 地域交通（交通安全）

計画地及び工事用車両ルートが住宅に近接していることから、工事に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知すること。

シ 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）

計画地が住宅に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地震時等の災害」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」、「酸性雨」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

令和7年	12月17日	指定開発行為実施届の受理及び条例準備書の受領
令和8年	1月5日	条例準備書公告、縦覧開始
	2月18日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切 意見書の提出 なし
	4月10日	条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付